

# 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例に基づく説明会 質疑概要

1 日時 令和3年4月14日(水)午後6時30分から

2 参加者数 14名

## 3 質疑概要

Q1：今回の工事では、発生する騒音について心配はないのでしょうか。また、どの程度の騒音までが基準の範囲内と言えるのか教えていただきたいと思います。

A1：騒音はある程度防音シート等で抑制していきますが、振動はなかなか抑制が難しいところがあります。今回の工事では以前の住宅の杭基礎が残っているため、解体の際に騒音・振動が発生すると想定しています。今後解体工事が始まる際に、近隣住民の方や関係者の皆さんのお声を聞きながら大きさの確認をしていくとともに、工事施工者が決まった段階で状況の共有もしてまいりたいと思います。

また、基準につきましては、環境確保条例に基づき、騒音は85デシベル、振動は75デシベルという基準値を超えないように管理してまいります。また、解体の際にコンプレッサー等の空気圧縮機を使用することとなる場合は、騒音は80デシベル、振動は65デシベルというさらに厳しい基準値を設けています。近隣の皆様から騒音や振動についてお声をいただいたときは、その数値を確認し、騒音や振動を軽減出来るよう、施工者と協議をさせていただきたいと思います。

Q2：解体工事等の際に、現場近くよりも遠く離れた場所の方がより振動が大きく伝わるという話を伺ったことがあります。今回の工事では、近隣の家屋について検査をするようですが、離れた場所にある家屋については、検査を行わないのでしょうか。

A2：家屋調査は、敷地境界から15メートルのところを目安で考えていますが、そこから外れたところも、ご希望がありましたら協議をさせていただければと思っております。今後もしもご依頼、ご希望があるところに関しましては、お問い合わせいただければと思います。